

健康せたがやプラン（第二次）後期（素案）について

（付議の要旨）

健康せたがやプラン（第二次）（平成24年度～平成33年度）の改定にあたり、素案をとりまとめたので報告する。

1 主旨

区は、世田谷区健康づくり推進条例、健康増進法、食育基本法等に基づき、平成24年3月に平成24年度から10か年の総合保健計画「健康せたがやプラン（第二次）」を策定した。

プランは、計画期間の中間地点で評価・検証し、平成29年度から5か年の「健康せたがやプラン（第二次）後期」（以下、「後期プラン」という。）に改定することとしている。

このたび、世田谷区健康づくり推進委員会の検討を踏まえ、計画の素案をとりまとめたので報告する。

2 位置付けと期間

（1）位置付け

世田谷区健康づくり推進条例（第11条）に定める区の「健康づくり計画」とする。健康増進法に定める「地方健康増進計画」及び食育基本法による「地方食育計画」としての位置づけを併せ持つものである。

（2）期間 平成29年度～33年度（5か年）

3 素案の概要

「健康せたがやプラン（第二次）後期」素案の概要 <別紙1>のとおり

「健康せたがやプラン（第二次）後期」素案 <別紙2>のとおり

4 今後の策定作業

今後、計画実現の方策等を検討し、区民意見を伺いながら「健康せたがやプラン（第二次）後期」（案）を取りまとめる。

5 今後のスケジュール

平成28年	9月	2日	福祉保健常任委員会（素案）
	10月	6日	区民意見聴取（～10月28日）
	11月	中旬	健康づくり推進委員会（案）
平成29年	2月	上旬	福祉保健常任委員会（案）
	3月	末日	後期プラン策定